

Ⓐ法定代理受領サービスに該当する場合の介護予防・通所型サービス費(10割)(利用者の負担金額は、その利用者の負担割合による額)

基本サービス費	要支援1 (1月につき)	17,980	※事業所が送迎を行わない場合は、片道につき470円減算
	要支援2 (1月につき)	36,210	
加 算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000	3月に1回を限度
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000	
	栄養アセスメント加算	500	
	栄養改善加算	2,000	月2回を限度
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200	6月に1回を限度
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500	月2回を限度
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600	月2回を限度
	一体的サービス提供加算	4,800	
	科学的介護推進体制加算	400	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	880	
要支援1		880	
要支援2		1,760	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記の基本サービス費と加算より、算定した単位合計の1,000分の92	

Ⓑ法定代理受領サービスに該当しない場合のサービス料金

- ※ 利用者が、上記Ⓐの各区分・項目に該当するサービスを受け、支給限度額を超えて利用する場合、超過分については全額実費負担として請求する。
- ※ 食事の提供に要する費用については、1日あたり600円(ドリンク又はおやつのみの場合は1日110円)を請求する。
- ※ 学習療法を希望者に実施した場合の費用(教材費)については、1月あたり2,900円を請求する。
- ※ オムツに要する費用については、1枚あたりリハビリパンツMサイズ200円、リハビリパンツLサイズ230円、パット70円を請求する。
- ※ 個人的に使用する材料代については、実費負担とし相当額を請求する。

Ⓒその他利用料に係る事項

- ※ 介護報酬の単位端数は四捨五入した単価を算出し、金額換算する。
- ※ 法定代理受領サービスに係るサービスによる保険請求及び利用者への請求は、介護報酬の告示内容に基づき請求する。
- ※ これらの項目については、利用者及び家族に同意を得るとともに契約を交わす。

2024年6月1日